

東北農政局北上土地改良調査管理事務所交渉
(全農林労働組合岩手分会)
議 事 要 旨

- 1 開催日時：令和3年2月25日(木) 18:20～18:35 (15分)
- 2 場 所：東北農政局北上土地改良調査管理事務所 会議室
- 3 出席者：

東北農政局北上土地改良調査管理事務所	栗田 徹	所長
同	石川 靖	庶務課長
全農林労働組合岩手分会		
同	大坪 誠	執行委員長
同	佐藤 繁樹	書記長
同	山崎 正人	執行委員
- 4 議 題：労働諸条件の改善について ほか
(全農林労働組合岩手分会提出 別紙「要求書」のとおり)
- 5 議事概要

(庶務課長)

それでは、本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林労働組合岩手分会から提出された要求事項のうち「農林水産省における新たな労使関係の構築に関する基本方針」のⅡの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉の対象とする事項は、要求書の記の「Ⅰ 労働諸条件の改善について」については「1」のうち「ICT等を活用した職場における厳格な勤務時間管理を直ちに実施し、」を除く部分、「2」のうち「超過勤務の上限規制を完全に遵守するとともに、」及び「また、超過勤務手当については全額支給すること。」を除く部分、「3」の全部、「4」のうち「及び相談員制度の機能化」を除く部分、「5」の全部、「6」の全部、「7」のうち「また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、」を除く部分、「8」の全部、「Ⅱ 福利厚生施策の充実について」、「Ⅲ 人事評価制度について」の全部とし、その他の事項については管理運営事項等に該当することから、要望事項として接受することで整理しました。

これを前提として、交渉を始めます。

(執行委員長)

本日はお忙しい中、交渉の時間をいただき誠にありがとうございます。

分会として、職場課題について組合員の意見を集約し、本日、要求書として提出しました。

それでは、要求書の提出にあたり書記長より要求事項について説明します。

(書記長)

1点目は、労働条件の改善についてです。

一億総活躍社会の実現に向けてワークライフバランスの実現など働き方改革が進められているなか、公務職場においてもその実現が求められています。

北上土地改良調査管理事務所働く職員は、国営土地改良事業の実施と実施に向けた調査計画、国営完了地区のフォローアップ等の業務に日夜励んでいます。

しかし、定員削減等に起因した、慢性的な超過勤務が発生していると考えられます。

所長におかれても、超過勤務縮減に向け業務の見直しや業務の効率化等を取り組んで頂いていますが、再度、事前の超過勤務命令徹底をお願いします。

超過勤務の上限に関しては、働き方改革の一つとして民間企業において2019年

4月から導入され、公務部門においても同様な措置を行うよう人事院規則等が改正されました。国営土地改良事業所等の職場は他律的業務の比重が高い部署となっておりますが、より超過勤務縮減に向けた対策をお願いします。

また、明るく働きがいがあり、風通しのよい職場の確立のためのあらゆるハラスメントの根絶、また、休暇取得によるリフレッシュやメリハリのある仕事ができる職場の構築に向け、職場で働く職員と管理者のコミュニケーションをしっかりと図っていただくようお願いします。

2点目は、福利厚生施策の充実と人事評価についてです。

私たちの職場では、長時間労働等により、心身ともに体調を崩す職員が増加していると思われています。そのため、各職場におけるメンタルヘルス対策が重要と思われていますので、安心して働き続けられる職場に向け、職場環境の向上をお願いします。

また、人事評価については各期首ごとに組織と個人の業務目標を設定し、業務遂行を行っています。組織の業務目標設定とその達成に向けた過程が重要であり、結果として業務達成が評価結果や処遇に活用されることが重要です。日常から被評価者とのコミュニケーションを図るようお願いします。

私からは以上です。

(所長)

岩手分会の皆様には、国家公務員を巡る情勢、農林水産省や農林水産行政を取り巻く環境が厳しい中、日頃から農林水産行政の推進に日々御尽力いただいていることについて感謝申し上げます。

それでは要求事項のうち、交渉事項に関する事項について順次回答いたします。

まず、「I 労働諸条件の改善について」のうち、1から3の超過勤務の縮減及び上限規制について一括してお答えします。

超過勤務を縮減することは、職員の健康管理や仕事と家庭の両立のためにも、非常に重要であると認識しており、各管理職に対しては日頃から職員とのコミュニケーションを図り、部下の業務遂行状況を把握し、業務の効率化、平準化に努めるとともに、必要に応じて業務分担の見直し等を行い、超過勤務の縮減を図るよう指示しているところです。

今年度については所内各課、支所とも『他律的業務の比重が高い部署』に指定されたところですが、超過勤務は必要最小限の命令とすることはもちろんであり、今後も引き続き所内の業務状況を把握し、超過勤務の縮減のための必要な措置を講じてまいります。

次に、4のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントについては、職員の人権のみならず、職場の人間関係、円滑な業務遂行等、職場環境に大きな影響を与える問題と認識しております。

このような問題を発生させないよう、所内の状況把握に努めるとともに、全体会議などでも注意喚起を行っているところであり、今後も引き続き、セクシュアルハラスメント等の発生防止に取組み、良好な職場環境の構築に努めてまいります。

次に、5の年次休暇、夏季休暇の取得については、職員の健康保持、心身のリフレッシュ、業務の効率化のためにも重要であると認識しております。

ゴールデンウィーク、夏季休暇取得期間、年末年始には、所内の休暇予定を事前に取りまとめることで、各管理職が課内の業務調整を行い、また、年次休暇をしっかりと取得できるよう、引き続き休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めて

まいります。

次に、6のワークライフバランスの確保、育児休業等の取得については、仕事と家庭の両立支援として有効な制度であると認識しております。

当事務所においては、育児休業や育児のための短時間勤務の申請事例はありませんが、今後、対象となる職員が育児休業等を取得しやすい環境となるよう、管理職と職員が日頃からコミュニケーション図り、職場環境の整備に努めてまいります。

次に、7の障害者雇用については、当事務所においても一昨年の11月から非常勤職員として1名採用しており、障害者に適切な配慮をするとともに障害の特性を理解し、環境を整備することは必要と認識しております。

日々の勤務状況や体調の変化、職場環境などについて意見を交わし、より良い環境づくりに努めてまいります。

次に、8の管理職と職員とのコミュニケーションを大切にし明るく働き甲斐のある職場の確立については、日常的な指導・助言等、コミュニケーションをもつことは、所内の意識の共有や業務改善に繋がるほか、職場の実情を把握するための基礎的な手段と認識しております。

今後とも、管理職が率先して職員とのコミュニケーションを図り、何でも気軽に相談できる風通しの良い職場環境づくりに努めてまいります。

次に、IIの福利厚生施策の充実については、職員の健康管理において重要であると認識し、メンタルヘルスへの対策については、「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」を基本として取り組んでいるところです。

職員が気軽に相談できる職場環境が大切ですので、今後も引き続き何でも相談できる職場環境に努めるとともに、職員がメンタル面において不調にならないよう未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

最後に、IIIの人事評価制度については、評価結果が職員の昇任・給与等の処遇に活用されることや人材育成の手段でもあること等、その重要性については十分認識しており、期首・期末面談は職員個々の業務に対する取り組みや自己研鑽について直接コミュニケーションを取る良い機会であると考えております。

今後も引き続き業務目標等への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常的なコミュニケーションを図るよう努めてまいります。

以上が、要求事項に対する回答でございます。

(執行委員長)

只今、所長の方から回答いただき、ありがとうございます。

回答にもありましたように、特に超過勤務の縮減に向けては、業務の効率化を図りながら行っているということで、引き続き対応いただきたいと思います。

さらには、私共との共通の認識として、所長からお話があったように管理職と職員との意見交換を含めたことを通して、風通しのよい、明るく働きやすい職場環境づくりが重要だと認識したところです。

是非、引き続きよりよい職場環境づくりをお願いします。

(庶務課長)

以上で本日の交渉を終了します。

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

所長 栗田 徹 殿

全農林労働組合岩手分会

委員長 大坪 誠



要 求 書

農林水産省においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農林水産業改革のための法律の制定や法改正など新たな農林水産施策が展開されていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており、また本年はコロナ禍も相まって極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の下、私たちは当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。この下記事項は、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 北上土地改良調査管理事務所として、事前の超過勤務命令の徹底、ICT等を活用した職場における厳格な勤務時間管理を直ちに実施し、超過勤務を縮減すること。
2. 北上土地改良調査管理事務所として、超過勤務の上限規制を完全に遵守するとともに、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
3. 北上土地改良調査管理事務所として、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいまで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者に徹底すること。

4. 北上土地改良調査管理事務所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
5. 北上土地改良調査管理事務所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。
また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
6. 北上土地改良調査管理事務所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
7. 障害者雇用について、北上土地改良調査管理事務所として、雇用される障害者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。
また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。
8. 北上土地改良調査管理事務所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、北上土地改良調査管理事務所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以上